

別紙 1)

平成 29 年度～平成 37 年度 社会福祉法人恵愛福祉会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人恵愛福祉会		法人番号	73800050046 62				
法人代表者氏名	理事長 会 田 征 彦							
法人の主たる所在地	福島県西白河郡矢吹町滝八幡 159 番地 2							
連絡先	0248-44-4220							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	—							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成 29 年 5 月 17 日							
評議員会の承認年月日	平成 29 年 6 月 12 日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年度末現在)	4 か年度目 (平成 32 年度末現在)	5 か年度目 (平成 33 年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額 90,000 千円
	151,650 千円	25,400 千円	20,700 千円	14,750 千円	400 千円	400 千円		
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲25,400 千円	▲20,700 千円	▲14,750 千円	▲400 千円	▲400 千円	▲61,650 千円	
本計画の対象期間	平成 29 年 8 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	施設設備改修整備事業	社会福祉事業	既存	特別養護老人ホームは建設後 25 年経過し、また東日本大震災に遭遇、各所に老朽化、不具合の発生が表れ、改修や設備備品の更新が必要である。	有	20,300 千円
	職員処遇改善事業	社会福祉事業	既存	職員の給与の改善を図る。	無	5,100 千円
	小計					
2か年度目	施設設備改修整備事業	社会福祉事業	既存	特別養護老人ホームは建設後 25 年経過し、また東日本大震災に遭遇、各所に老朽化、不具合の発生が表れ、改修や設備備品の更新が必要である。	有	20,300 千円
	職員処遇改善事業	社会福祉事業	既存	当法人職員の資質の向上を図るため、県や団体が実施する研修に参加等させる。	無	400 千円
	小計					
3か年度目	施設設備改修整備事業	社会福祉事業	既存	特別養護老人ホームは建設後 25 年経過し、また東日本大震災に遭遇、各所に老朽化、不具合の発生が表れ、改修や設備備品の更新が必要である。	有	14,350 千円
	職員処遇改善事業	社会福祉事業	既存	当法人職員の資質の向上を図るため、県や団体が実施する研修に参加等させる。	無	400 千円
	小計					
4か年度目	職員処遇改善事業	社会福祉事業	既存	当法人職員の資質の向上を図るため、県や団体が実施する研修に参加等させる。	無	400 千円
	小計					

5か年度目	職員処遇改善事業	社会福祉事業	既存	当法人職員の資質の向上を図るため、県や団体が実施する研修に参加等させる。	無	400千円
	小計					400千円
9か年度目	新規施設開設事業	社会福祉事業	新規	当施設入所希望待機者の解消のため、29人以下の施設開設を図る。	有	90,000千円
	小計					90,000千円
合計						151,650千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	<p>①施設設備の改修、整備を図ることで利用者の安全・安心、快適の確保と共に職員の労働環境の改善が期待できる。</p> <p>②人材確保、職員のモチベーションの向上を図ることが重要であることから職員に対する給与の増額を図る。</p> <p>③社会福祉事業に従事する職員の資質の向上を図ることは職場全体の質の底上げになり、また、利用者の喜びに還元されるもので、喫緊の課題あるため、研修等に派遣参加させる。</p> <p>④施設入所希望者の待機解消の一助となるため、平成37年度を目指し、介護老人福祉施設事業の拡大を図る。</p>
② 地域公益事業	①の取組みを実施していく結果、残額は生じないため、実施はしない。
③ ①及び②以外の公益事業	①の取組みを実施していく結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
施設設備改修・整備事業	計画の実施期間における事業費合計	20,300千円	20,300千円	14,350千円			54,950千円
	財源 社会福祉充実 残額	20,300千円	20,300千円	14,350千円			54,950千円

	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
職員処遇改善事業	計画の実施期間における事業費合計	5,100千円	400千円	400千円	400千円	400千円	6,700千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	5,100千円	400千円	400千円	400千円	400千円	6,700千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	～	9か年度目	合計	
新規施設開設事業	計画の実施期間における事業費合計					90,000千円	90,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額					90,000千円	90,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	施設設備改修・整備事業
主な対象者	利用者及び職員
想定される対象者数	利用者 100人（特養部 80人、コト 20人）、職員約 70人
事業の実施地域	（当事業所内）
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成32年3月31日

事業内容	特別養護老人ホームの施設設備の老朽化・不具合に対応する改修・整備を図る。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	①利用者居室等空調設備の更新工事 ②施設内外防犯対策として防犯カメラの設置 ③車いす入浴設備の更新設置
	2か年度目	①個別対応型入浴設備の更新 ②特養部ナースコール設備の入替更新
	3か年度目	①既存施設床の改修 ②利用者家族等面会フロアの整備
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 (概算)		<ul style="list-style-type: none"> ・特養部空調設備一式 10,200千円 ・防犯カメラの設置一式 2,300千円 ・車いす対応型浴槽の設置更新 7,800千円 ・特養部個別対応型入浴設備の設置更新 5,000千円 ・ナースコールの入替工事一式 15,000千円 ・特養部床の張り替え工事一式 5,000千円 ・特養部面会室の整備工事一式 8,500千円 ・その他諸経費 750千円
	合計	54,950千円 (うち社会福祉充実残額充当額 54,950千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	—	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

事業名	職員処遇改善事業
主な対象者	職員 (産休職員・パート職員を除く)
想定される対象者数	①給与の改善: 64人 ②職員資質の向上: 約10人
事業の実施地域	(事業所内) 県内
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日
事業内容	職員の給与増及び資質の向上を図る。

事業の実施スケジュール	1か年度目	職員 64 人の給与増を図る。
	2か年度目	県・団体主催の研修等に職員を派遣参加させる。(2~3名)
	3か年度目	県・団体主催の研修等に職員を派遣参加させる。(2~3名)
	4か年度目	県・団体主催の研修等に職員を派遣参加させる。(2~3名)
	5か年度目	県・団体主催の研修等に職員を派遣参加させる。(2~3名)
事業費積算 (概算)	人件費 5,100 千円 旅費その他事業費 400 千円 × 4 年 = 1,600 千円	
	合計	6,700 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 6,700 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	—	

事業名	新規施設開設事業	
主な対象者	地域住民 (利用者)	
想定される対象者数	要介護度 3 以上である利用者 29 人	
事業の実施地域	矢吹町	
事業の実施時期	平成 37 年 4 月 1 日 ~ 平成 38 年 3 月 31 日	
事業内容	当施設申込待機者数の解消の一助となる介護老人福祉施設の拡充	
事業の実施スケジュール	1か年度目	—
	2か年度目	—

	3か年度目	—
	9か年度目	造成・整地、開設目標
事業費積算 (概算)	(予定見積) 建設経費総額 484,704千円 ※自己資金の確保に努め、不足分は、補助金、寄付金等により調達する予定。	
	合計	484,704千円 (うち社会福祉充実残額充当額 90,000千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	—	

※本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

計画の実施期間が5か年度を超える理由は、9日年度以降に新規の事業拡大を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的でないため。